

摂津市住居確保給付金のご案内

離職又はやむを得ない休業等により住居を失う恐れのある方で求職活動中の方へ、家賃相当額（上限あり）を有期で給付し、安定した住居と就職活動の支援を行います。

支給の対象となる方 ※次の要件のいずれにも該当する方

- ① 離職又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある方
- ② 申請日において、離職日から2年以内の方
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった方
(離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。)
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が下記の金額以下である方

世帯員数	基準額		収入基準額（家賃が上限額の場合）
単身	84,000円	+家賃額（ただし 基準額の上限があ ります。）	123,000円
2人	130,000円		177,000円
3人	172,000円		223,000円
4人	214,000円		265,000円
5人	255,000円		306,000円

(※世帯員が6人以上の基準額についてはお問い合わせください。)

- ⑤申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の預貯金の合計額が次の金額以下の方

【単身世帯】50万4千円 【2人世帯】78万円 【3人以上世帯】100万円

(※ただし100万円を超えない額)

- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方
- ⑦自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員ではないこと

支給額（上限額）

【単身世帯】39,000円 【2人世帯】47,000円 【3人以上世帯】51,000円

(※世帯員が6人以上の世帯の支給額（上限額）についてはお問い合わせください。)

支給期間

3か月間を限度に支給します。一定の要件のもと、支給期間を2回まで延長することができます。

就職活動要件

本給付金受給期間中、摂津市自立相談支援機関の作成する自立支援プランに基づいて、就労支援を行います。下記の就職活動要件を怠る場合は、給付を中止することがあります。

- ①毎月2回、ハローワークで職業相談を受けること
- ②毎月4回以上、摂津市の自立相談支援機関の相談支援員等の面接等の支援を受けること
- ③原則週1回以上、求人先への応募を行うこと

(※①～③とも所定の様式での報告が必要になります)